

新たな污水处理施設整備計画についてお知らせします

市内の污水处理施設の普及状況を示す污水处理人口普及率は、平成28年3月末時点で85・4%です。

平成26年1月に国・県から、污水处理施設を効率的に整備することによって早期に普及促進を図るよう通知があり、本市においても未普及区域の最適な整備方法等を検討し、平成29年度から取り組む新たな整備計画を策定しました。

新しい整備計画

新整備計画では、污水处理施設が未普及である地域への早期普及を図り、平成48年度末の污水处理人口普及率98・3%を整備目標としています。取組方法としては、集合処理区域としていた一部を、合併浄化槽設置による個別処理区域に見直ししました。

見直しをした区域

- ※11ページの「黄色の区域」
- ・公共下水道計画区域の一部
- ・農業集落排水計画地区
- （求院・出西）
- ・小規模集合排水計画地区
- （猪目・鵜峠）

【集合処理区域】の整備

集合処理とは、複数の家屋からの污水を管渠で集約して、終末処理場で処理する方式です。主に家屋が密集した市街地や集落などをその区域として、公共下水道、農業・漁業集落排水、小規模集合排水の4つの事業を実施してきました。

○11ページの①「赤色の区域」は、引き続き公共下水道での整備を進めます。

○②「青色の区域」は、公共下水道の計画区域内であり、計画的に整備を進める予定です。早期に個人で合併処理浄化槽を設置される場合は、補助制度（浄化槽設置補助金制度）により支援します。

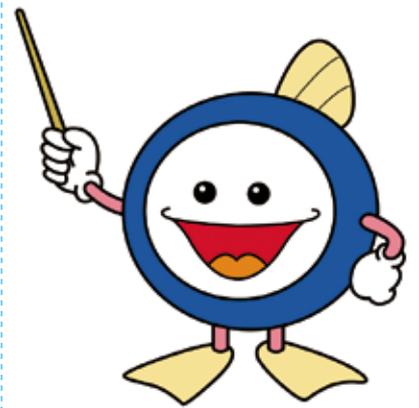
【個別処理区域】の取組

個別処理とは、個々の家屋に合併処理浄化槽を設置して処理する方式です。集合処理区域以外は、合併処理浄化槽整備の対象です。

○このうち、新たに集合処理区域から個別処理区域に見直した①「黄色の区域」は、個人で合併処理浄化槽を設置していただき、浄化槽設置補助金制度により支援します。

○また、②「無着色の区域」は、これまでと同様に、申し出により、市が設置型浄化槽として合併処理浄化槽を整備します。

ただし、市設置型浄化槽は、平成29年度（平成30年3月まで）で廃止します。平成30年度（平成30年4月）からは、合併処理浄化槽の整備は個人設置とし、浄化槽設置補助金制度で支援します。



浄化槽設置補助金制度とは

個人で合併処理浄化槽を設置される場合、その槽の大きさに補助を行っています。

【補助金額】

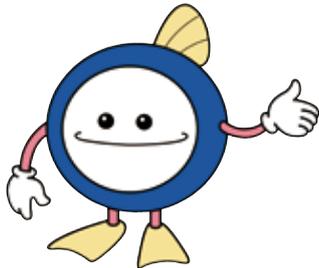
5人槽	33万2千円
7人槽	41万4千円
10人槽	54万8千円

ご不明な点など、詳しくは

- 下水道建設課 ☎21-2228
- 下水道管理課 ☎21-2225
- 平田上下水道事務所 ☎63-5541
- 河南上下水道事務所 ☎43-1211
- 斐川上下水道事務所 ☎73-9130

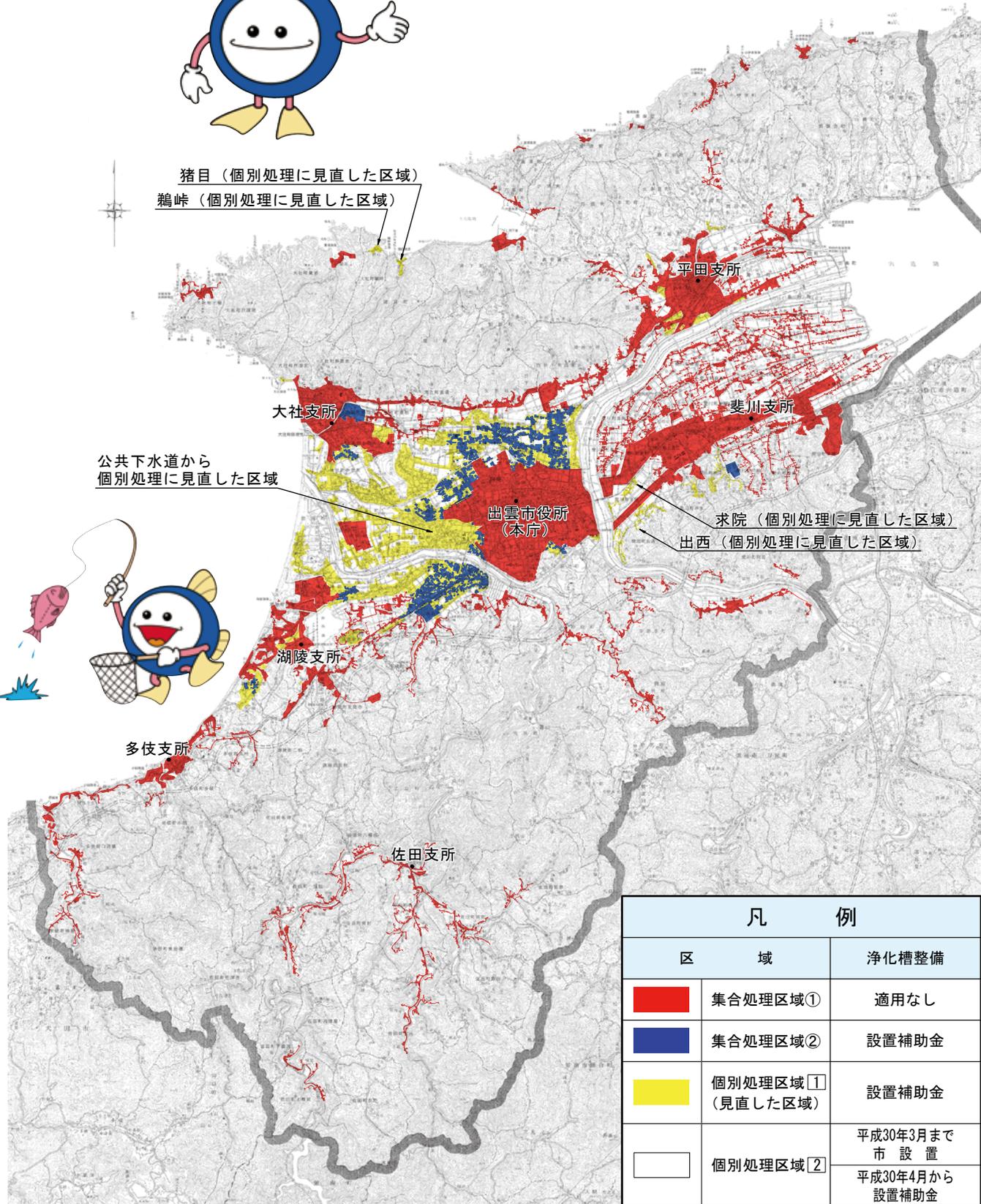
まで、おたずねください

新たな整備計画における汚水処理施設整備区域図



猪目（個別処理に見直した区域）
 鵜峠（個別処理に見直した区域）

公共下水道から
 個別処理に見直した区域



凡 例		
区 域		浄化槽整備
	集合処理区域①	適用なし
	集合処理区域②	設置補助金
	個別処理区域① (見直した区域)	設置補助金
	個別処理区域②	平成30年3月まで 市設置 平成30年4月から 設置補助金